

板橋区立図書館資料複写サービス取扱要綱

平成 25 年 4 月 9 日 教育長 決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区立図書館において行う図書、記録その他の資料を用いて利用者に提供する複写サービスについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、複写とは電子複写機により紙媒体を別の紙に写し取ることをいう。

(複写できる図書等資料の範囲)

第 3 条 板橋区立図書館は、著作権法第 31 条の規定に基づき、板橋区立図書館が所蔵する図書等資料について複写サービスを行うものとする。

2 前項のほか、国立国会図書館（国際子ども図書館を含む）及び他自治体公共図書館との図書館間協力により借り受けた図書等資料（定期刊行物等は除く）についても、著作権法第 31 条の規定及び「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン（平成 18 年 1 月 1 日社団法人日本図書館協会・国公立大学図書館協力委員会・全国公共図書館協議会）」に基づき複写サービスを行うものとする。なお、貸出館による指示がある場合には、それに従うものとする。

(複写)

第 4 条 複写は、著作権のある図書館資料についてはその一部分（発行後、相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては全部）を一人につき一部とする。ただし次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りでない。

- (1) 著作権者自身が複写を申し込んだ場合
- (2) 複写の申し込みに際し、著作権者の許諾書が添付されている場合
- (3) 著作権の存続期間を経過し、又は著作権の相続人がないために著作権の消滅したもの
- (4) 著作権法第 13 条により著作権の目的とならないもの
- (5) 図書館資料の保存のため必要がある場合
- (6) 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複写物を提供する場合

(複写の制限又は拒否)

第 5 条 次の各号に掲げる資料は、複写の申し込みがあった場合でも、その申し込みを制限し、又は拒否することができる。

- (1) 寄贈又は寄託された資料で、その寄贈等に際し複写を禁止されているもの
- (2) 複写が困難なものまたは複写により損傷する恐れがあるもの
- (3) 図書館間協力により借り受けた図書資料で、貸出館から複写禁止などの特別な指示がある場合
- (4) その他、中央図書館長が複写することを不適当と認めた場合

(申込の制限又は拒否)

第 6 条 図書館の処理能力を超えるなど、通常業務に支障をきたす複写の申込があった場合、その申込を制限又は拒否することができる。

(利用者の範囲)

第 7 条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する者とする

- (1) 調査、研究の用に供するため必要とする者
- (2) 個人的に、または、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用する目的の者

(著作権のある図書館資料の使用上の責任)

第 8 条 複写により、著作権法上の問題が生じたときは、当該複写の申込をした者及びその複写物の利用者がその責任を負うものとする。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、中央図書館長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 10 日から施行する。